

大学院医工農学総合教育部
博士課程：統合応用生命科学専攻

学生指導ガイドライン



UNIVERSITY
OF
YAMANASHI

2026

山梨大学

目 次

◎ 学生指導ガイドライン

1. 学生指導ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 生命農学コース・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 生命工学コース・・・・・・・・・・・・・・・・	3

学生指導ガイドラインについて

本ガイドラインは、博士課程統合応用生命科学専攻に在籍する学生が、円滑かつ計画的に学位取得を目指せるよう、研究・指導に関する基本的な事項をコースごとに制定したものです。学生のみなさんは、研究指導体制として主指導教員と副指導教員からなる指導教員グループのもと、主指導教員以外の先生方より異なる専門分野から幅広い知識や意見を得られるなどのサポートを受けながら、指導教員との協働体制において主体的に研究を進めて学位の取得を目指します。

みなさんが学生指導ガイドラインを十分理解した上で、指導教員グループの先生方とよく相談しながら、自立した研究者としての資質を養い学位を取得されることを期待しています。

【本専攻で授与する学位】

- ・生命農学コース 博士（農学）
- ・生命医科学コース 博士（生命医科学）
- ・生命工学コース 博士（生命工学）

【修了要件】

本専攻の博士課程に3年以上在学し、所定単位14単位以上の修得ならびに学位論文審査及び最終試験に合格すること。

以下に、各コースの学生指導ガイドラインを紹介します。

生命農学コース

本コースでは、食と健康の関わりについての探求意欲があり、ワイン醸造学、応用微生物学（生態、探索・分類、利用）、食品科学（分析・加工・栄養）、及び植物機能開発等の「発酵・食品」に関連する分野の知識と技術を深め、これをワインなどの食品製造、創薬、環境保全等に応用することで地域及びグローバル社会の発展に貢献する志のある人材の育成を目的に、以下のガイドラインに従って学生を指導するものとする。

【教育プログラムの編成】

本コースの教育目標を達成するために、学生便覧の別表の科目群から、所定の単位以上を修得する。

【研究指導体制】

（主指導教員）

主指導教員は1名とする。主指導教員は、学生が所属するコースを担当する教員であり、学生の研究学習計画を行う。

（副指導教員）

副指導教員は2名以上とする。

【研究計画／進捗管理】

学位の授与を申請する者は、学位論文審査の6か月前までに研究内容の発表を行い、指導教員グループによる研究進捗の確認を受ける必要がある。

また、学位審査へ進むことが認められた場合には、進捗状況報告とあわせて学位論文の題目を含む必要書類を提出するものとする。

【論文執筆／学位申請】

審査用学位論文の作成にあたっては、指導教員グループから十分な指導を受けることが求められ、あわせて学位論文を含む必要書類は期日までに提出しなければならない。

また、論文審査は論文審査委員会（主査1名、副査2名以上）により実施され、公聴会での発表と質疑応答の後、非公開での最終審査において研究内容および論文記述が博士学位に相応しいかが厳正に評価される。さらに、試問により博士として必要な専門知識が確認され、最終試験を通じて合否が決定される。

【研究倫理】

国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて適切に実施されていることが求められる。また、論文は捏造や改ざんのない公正なデータに基づいて作成されていなければならない。他者の論文や成果物からの剽窃がないことを保証する必要がある。

生命工学コース

本コースでは、生命を分子・細胞・胚・個体レベルで探求する意欲があり、発生工学等の高度な生命工学の知識と技術を深め、さらにこれを応用してバイオ関連分野、特に生殖医療、再生医療及び畜産業などの産業界や関連する研究分野において活躍し、地域及びグローバル社会の発展に貢献する志のある人材の育成を目的に、以下のガイドラインに従って学生を指導するものとする。

【教育プログラムの編成】

本コースの教育目標を達成するために、学生便覧の別表の科目群から、所定の単位以上を修得する。

【研究指導体制】

(主指導教員)

主指導教員は1名とする。主指導教員は、学生が所属するコースを担当する教員であり、学生の研究学習計画を行う。

(副指導教員)

副指導教員は2名以上とする。

【研究計画／進捗管理】

学位の授与を申請する者は、学位論文審査の6か月前までに研究内容の発表を行い、指導教員グループによる研究進捗の確認を受ける必要がある。

また、学位審査へ進むことが認められた場合には、進捗状況報告とあわせて学位論文の題目を含む必要書類を提出するものとする。

【論文執筆／学位申請】

審査用学位論文の作成にあたっては、指導教員グループから十分な指導を受けることが求められ、あわせて学位論文を含む必要書類は期日までに提出しなければならない。

また、論文審査は論文審査委員会(主査1名、副査2名以上)により実施され、公聴会での発表と質疑応答の後、非公開での最終審査において研究内容および論文記述が博士学位に相応しいかが厳正に評価される。さらに、試問により博士として必要な専門知識が確認され、最終試験を通じて合否が決定される。

【研究倫理】

国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて適切に実施されていることが求められる。また、論文は捏造や改ざんのない公正なデータに基づいて作成されていなければならない。他者の論文や成果物からの剽窃がないことを保証する必要がある。